

ご利用ください！ 在宅福祉サービス

ひとり暮らし高齢者(65歳以上)などを支援

市は、65歳以上のひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、認知症高齢者など、支援が必要な市内在住の高齢者に対して、次の在宅福祉サービスを提供しています。お気軽にご利用ください。

詳しくは、高齢福祉課 (☎47-7424) へ。

▶ 配食サービス

ひとり暮らし高齢者などで、心身の障がいや病気などにより自炊が困難な人に対して、食事を宅配するとともに、配達時に安否を確認します。

* 食事の配送 / 1日1食 (昼食または夕食のいずれか)、1月1日を除く毎日

* 利用者負担 / 1食380円



▶ 軽度生活援助

ひとり暮らし高齢者などで、虚弱などの理由により生活の手助けが必要な人に対して、家周りの雑草除去や窓ふき、食材の買い物など簡単な日常生活の支援を行います。

利用回数・時間などは、シルバー人材センターとの打ち合わせにより決定します。

* 利用者負担 / 200円 (1人1時間) + 材料費など必要経費の実費分

▶ 寝具類の洗濯・乾燥・消毒サービス

心身の障がいや病気などにより、寝具類の衛生管理が困難な人に対して、寝具類の洗濯や乾燥消毒を行います。

* 利用者負担 / 600円 (生活保護世帯は無料)

▶ 訪問理美容サービス

要介護または要支援と認定され、心身の障がいや病気などにより、理容院へ行くことが困難な人に対して、理容師が自宅まで伺う費用を市が負担します。

* 利用者負担 / 理容料金 (実費)



▶ 高齢者バス通院費用の助成

70歳以上で、自動車を運転することができない人が、市内の医療機関に通院するため、路線バスを回数券で利用した場合 (1週間に1回の通院まで) に、利用額の半額を助成します。

申請には、医療機関と回数券の領収書の写しが必要です。

早めに気づいて防ごう高齢者虐待

高齢者虐待の背景には、高齢者の認知症や長期介護による家族の疲れ、生活上の問題など、さまざまな要因があります。

高齢者の尊厳を守り、家族が健やかな暮らしを送るためには、早期に虐待の疑いに気づいて対応するとともに、地域全体で高齢者とその家族を見守り、支援していくことが大切です。

詳しくは、高齢福祉課 (☎47-7416) へ。

▶ こんな行為が虐待にあたります

- 身体的虐待 / たたく、蹴る、食事を無理に口に入れる、ベッドなどに縛り付ける
- 心理的虐待 / 怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視する
- 介護・世話の放棄、放任 / 食事を与えない、劣悪な環境で過ごさせる、必要な介護・医療サービスを受けさせない
- 経済的虐待 / 財産を勝手に使う、生活に必要な金銭を渡さない



▶ 緊急通報体制の整備 (見守りほっとライン)

ひとり暮らし高齢者などに対して、24時間体制で緊急時の連絡や健康相談ができる、緊急通報装置=写真=を貸与します。

* 利用者負担 / 1か月412円 (所得税非課税世帯は無料)



▶ ひとり暮らし高齢者台帳への登録

ひとり暮らし高齢者台帳に本人の情報や連絡先を登録していただくと、緊急時などに、高齢福祉課から家族に連絡することができます。

▶ 消火器などの安全機器の給付

ひとり暮らし高齢者台帳の登録者に対して、火災など非常の場合に備え、消火器やガス漏れ警報器、火災警報器を給付します。

* 利用者負担 / 前年度の市民税が課税された人は、実費 (生活保護世帯・前年度の市民税が非課税の人は無料)

▶ 家族介護慰労 (紙おむつなど給付)

要介護3~5と認定された65歳以上の人を在宅で介護している市民税非課税世帯の人に対して、紙おむつなどの介護用品を給付します (特別障害者手当の受給者、入院・入所中の人の介護者は除く)。

▶ 高齢者位置情報提供サービス

要介護などに認定された65歳以上の認知症高齢者を在宅で介護している介護者に対して、高齢者の徘徊による事故防止などを目的に、位置検索端末機を貸与します。

▶ 見守り電球の支給

市内在住のひとり暮らし高齢者などを見守る人に対して、通信機能を内蔵した「見守り電球」を支給します。

見守られる人の居宅に設置して、電球の点灯・消灯状況をスマートフォンアプリで随時確認することができます。24時間経過しても点灯しない場合や、長時間継続して点灯している場合は、注意メッセージが送られてきます。

* 利用者負担 / アプリ利用料1か月638円 (事業者と契約が必要)

▶ 見守りシールの交付

認知症で行方不明になる可能性のある人に対して、衣服などに貼る「見守りシール」を交付します。見守りシールのQRコードを発見者がスマートフォンで読み取ると、シールを付けている人の家族と連絡を取ることができ、迅速な保護につながります。



▶ いち早く対応するために

高齢者やその家族を守るためにも「もしかして虐待?」と思った段階で、次の地域包括支援センターへご連絡ください。守秘義務により、連絡された人の名前が周囲に伝わることはありません。

連絡・相談窓口	電話番号	主な担当地区
大垣市地域包括支援センター		
市役所高齢福祉課内	☎82-1166	安井・川並・洲本・浅草
地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会		
総合福祉会館内	☎77-2255	興文・東・西・南・日新・南杭瀬・静里・綾里・荒崎
在宅福祉サービスステーション内	☎84-7111	和合・三城・墨俣
上石津老人福祉センター悠楽苑内	☎48-0068	上石津
大垣市地域包括支援センターお勝山		
お勝山ふれあいセンター内	☎71-5536	宇留生・赤坂・青墓
大垣市地域包括支援センター中川ふれあい		
中川ふれあいセンター内	☎82-1701	北・中川